

国土審議会 半島振興対策部会（第14回）

2025年6月6日

【谷山地域振興課長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、国土審議会第14回半島振興対策部会を開催いたします。

私は事務局を担当しております国土政策局地域振興課長の谷山でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議の冒頭につきまして、本日の会議の公開について御案内を申し上げます。国土審議会運営規則第5条の規定により、国土審議会の会議、議事録は原則として公開することとされており、これは同規則第8条第2項の規定により当部会にも引用されているところであります。したがって、本日の会議、議事録ともに公開することといたします。

また、ウェブ会議システムにより、一般を含め登録していただいている方向けに配信を行っております。あらかじめ御了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

そして、本日は対面とウェブの会議併用形式で開催しております。ウェブ参加の方は御発言されるときを除いて、音声の設定はミュートでお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第、委員名簿、座席表のほか、資料1と資料2、このほかに参考資料が1から4までございます。資料の不備がございましたら、お知らせくださいますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の御紹介ですが、お手元の委員名簿を御覧ください。これまで特別委員でありました和歌山県の岸本知事が4月に逝去されたことに伴い、6月1日に行われた和歌山県知事選挙により、宮崎泉氏が新たに和歌山県知事に就任されましたので、本部会の特別委員としても宮崎氏に委嘱させていただきました。なお、宮崎特別委員は公務のため御欠席との連絡をいただいております、本日は代理で和歌山県地域政策局長、古根川千寿子様が出席されております。

それでは、御出席の皆様を御紹介させていただきます。

小田切徳美特別委員、そして部会長でございます。

【小田切部会長】 よろしくよろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 沼尾波子委員でございます。

【沼尾委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 坂田一郎特別委員でございます。

【坂田部会長代理】 よろしく願いいたします。

【谷山地域振興課長】 重藤さわ子特別委員でございます。

【重藤特別委員】 よろしく願いいたします。

【谷山地域振興課長】 高橋貞光特別委員でございます。

【高橋特別委員】 よろしく願いします。

【谷山地域振興課長】 玉沖仁美特別委員でございます。

【玉沖特別委員】 よろしく願いいたします。

【谷山地域振興課長】 ウェブ参加の中嶋康博特別委員でございます。

【中嶋特別委員】 よろしく願いいたします。

【谷山地域振興課長】 中山幹生特別委員でございます。

【中山特別委員】 よろしく願いいたします。

【谷山地域振興課長】 永澤映特別委員でございます。

【永澤特別委員】 よろしく願いいたします。

【谷山地域振興課長】 野口智子特別委員でございます。

【野口特別委員】 野口です。よろしくどうぞ。

【谷山地域振興課長】 宮崎泉特別委員の代理として、和歌山県古根川千寿子地域政策局長でございます。

【宮崎特別委員代理（古根川）】 どうぞよろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 山下東子特別委員でございます。

【山下特別委員】 よろしく願いいたします。

【谷山地域振興課長】 本日は、岡部特別委員、黒谷特別委員は御都合により御欠席との御連絡をいただいております。

なお、本日は本部会の定足数を満たしておりますことを念のため申し添えます。

続きまして、事務局側の出席者を紹介いたします。

黒田国土政策局長でございます。

【黒田国土政策局長】 よろしく願いいたします。

【谷山地域振興課長】 藤田官房審議官でございます。

【藤田審議官】 よろしく願いします。

【谷山地域振興課長】 堀江半島室長でございます。

【堀江半島振興室長】 よろしくお願いいいたします。

【谷山地域振興課長】 それでは、議事に先立ちまして、黒田国土政策局長より挨拶をさせていただきます。

【黒田国土政策局長】 先生方、おはようございます。開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。また、平素より半島振興、また、国土交通行政に一方ならぬ御尽力、御協力を賜りまして、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。

昨年、能登半島で地震がありました。半島地域の強靱化、有事の強靱化、また平時の地方創生、この重要性を私ども非常に痛切に感じたところでございます。半島振興が延長になるということで、ちょうど1年前に本部会におきまして「半島振興策のこれまでの成果と現状、対応の方向性」、これをおまとめいただきましたのがちょうど1年前でございました。

その内容を踏まえまして、国会議員の与野党の先生方、党派を超えて大変精力的に御議論いただきました。国会の与野党の構成が非常に微妙な状況の中でも、この半島振興の重要性については与野党の先生方思いを一つにして、私どももこれまで経験したことのないようなかなり議論を重ねていただきまして、おかげさまをもちまして、改正法が3月26日に可決をし、この4月1日から施行をされておるところでございます。

これまで10年ごとに延長しておりましたけども、これまでの延長の改正とは全く異なる大幅な改正が今回されております。特に本日御議論いただきましたのは、今回、半島振興法の改正の大きな肝であります半島振興基本方針、実はこれまで国がコミットをして半島振興についての方針を定めるということが実はなかったわけございまして、法律はつくったのですが、実際の振興計画は各半島対策実施地域を抱えている県が策定をするというようなことになっておりました。

ただ、こうした地震、国土強靱化、地方創生の必要性ということに鑑みまして、今回、法律の中で国がまずしっかりと方針を定めるべきだということで、この半島振興基本方針が定められたわけでございます。

この中で、この振興の方向性であるとか、国の支援の基本的な考え方、振興計画の策定の指針、そうしたことについて盛り込むべしということで定められましたので、本日はこの案を作成いたしまして、その詳細、これを御議論いただきたいと思います。詳細につきましては、担当の室長より御説明させていただきます。

どうぞ活発な御議論をよろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 ありがとうございました。

それでは、以降の議事の進行は小田切部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【小田切部会長】 それでは、皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。議事に入りたいと思います。

本日の議題は、先ほど局長からもございましたように、半島振興基本方針の策定について、それから、その他でございます。

第1の議題であります半島振興基本方針の策定について、事務局からまず御説明をいただきたいと思いますが、その後、委員の皆様方からお一人ずつ、これ名簿の順とさせていただきますので、御準備のほどよろしくお願いいたしますと思います。なお、私は最後にしゃべりますので、そういった順番になるかというふうに思います。おおむね1人3分から4分ぐらい、あらかじめ御準備いただければというふうに思います。

それでは、それに先立ちまして、事務局からの説明をお願いいたします。これは室長からよろしいですか。お願いいたします。

【堀江半島振興室長】 改めまして、半島振興室長の堀江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうから15分程度お時間頂戴いたしまして、お手元ございます資料2点を用いて、本日の議題であります半島振興基本方針の案について御説明申し上げます。

まず、横置き資料1と右肩についたパワーポイントの資料を御覧いただければと思います。こちらのほうで今回議題の概要、あらましについて、まず御紹介したいというふうに思います。

表紙おめくりいただきまして1ページ目、御覧いただければと思います。元となります半島振興法改正の経緯というところを簡単に御紹介させていただきます。今年の3月に法の期限を迎えるということを念頭に置きまして、この部会でも2年前、令和5年の2月から御議論をいただいていたというところであります。そして、昨年6月に「半島振興策のこれまでの成果と現状、対応の方向性」というものをおまとめいただき、公表いただいたというところでございます。このまとめが一つ、この法律の基本方針にもつながっているというふうに捉えてございます。

その後、矢印の下でありますけれども、この半島振興法は議員立法でございますので、立法院における与党を中心とした議論に加えまして、局長のほうからも御紹介ありましたけ

ども、党派を超えたワーキングチームでの議論、そういったものを経て、3月、期限内に御審議いただいて成立、そして4月1日より施行されたというところでございます。

次のページ、移らせていただきます。2ページ、3ページ目で2ページにまたがりますけれども、今回の改正された半島振興法、内容についてあらましを申し上げます。

まず、2ページ目のローマ数字Ⅰ番、総論的事項というところを御覧いただければと思います。

(1) 番の目的ですけれども、ここに半島防災、また地方創生といったものが追加されてございます。

(2) 番の基本理念、これ新設された事項でございます、ここでも地方創生、魅力の増進、半島防災、国土強靱化、そういった3つの観点を明記されたところであります。

そして(3) 番、責務規定というのは従前の半島法にはございませんで、国や都道府県の責務、今申し上げた基本理念にのっとり施策を実施していく旨が明記されたというところでございます。

ローマ数字Ⅱ番が本日の議題になる半島振興基本方針に関係する部分でございます。(1) 番は基本方針ということで、新設事項として半島振興基本方針を定めるということが設けられたところでございます。法律上、国土審議会の意見を聞くということも明確に規定されてございますので、これは本日の御意見をいただければというところで位置づけになってございます。

そして、この基本方針どうなるかという、(2) 番、右側、半島振興計画、従来から道府県のほうに策定いただいておりますけれども、この基本方針に基づいて道府県のほうで作成することができるというような規定が、位置づけが与えられたというところでございますので、本日御議論いただく半島振興基本方針が、本日、和歌山県や北海道のせたな町さんいらっしゃいますけれども、地方のほうのこうした計画のほうにも浸透していくというものの元となるものというような位置づけでございます。

おめくりいただきまして3ページ目でございます。ローマ数字Ⅲ番、配慮規定の充実ということで1から17番までございますけれども、詳細は割愛させていただきますが、従来から規定されてございました交通であるとか産業振興といったような従前の事項についても拡充を行ったものがございますし、また、新設と書いてあるのは赤字で目立った形でございますけれども、自然環境保全や再生可能エネルギー、こういった新しい事項についても追加されたというところでございます。

また、15番、新設と書いてございませんけれども、半島防災の推進というところで、この条項も非常に厚みを増した形でございまして、ハード整備のみならず、体制の整備のようなソフト面の事項についても法律上位置づけられたというところでございます。

その他の事項として、ローマ数字のⅣ番、Ⅴ番ありますけれども、協議会の設置であるとか、法律の期限は10年間ございますけれども、施行後5年程度を目途に見直しを行うということも、この改正法の附則のほうにも明示されたというところでございまして、そうしたところを着実に履行していく必要があるかなというふうに考えてございます。

続きまして4ページ目、5ページ目ですけれども、これ半島振興方針、今回の議題の骨格というか、構成を一覧的に少し御紹介したものでございますけれども、この後、資料2のほうで順次御紹介させていただきますので、こちらのほうは割愛させていただきますして、資料2のほうに移らせていただきます。

資料2でございまして、1ページ目、2ページ目は目次でございまして、この基本方針の記載事項、法律に規定されてございまして、こうした意義及び方向に始まりまして、大きく1、2、3、4、5と構成が5パートに分かれております。この作成に当たりましては、既に離島振興法に基づく離島振興基本方針というのがございますけれども、基本方針なんかも構成なんかは参照させていただきつつ、また、半島振興法の御議論の中でいろいろと立法府のほうからも御指摘あったこと、また、まさにこの半島部会のほうの昨年の取りまとめなんかも意識しながら作成したというところでございます。

では、おめくりいただきまして、3ページ目から本体のほうですね。非常に長くございますので、ポイントをかいつまみながら御説明させていただければと思います。

まず3ページ目、1ポツ、序文でございまして。半島振興法の成り立ちみたいのところと、例えば11行目辺りに能登半島地震での顕在化した課題であるとか、また16行目辺り、人口減少、高齢化の進展。また一方で、21行目のように新しい動き、技術進展であったり関係人口の創出拡大といった、そうした動きなど、今回の法改正や半島振興基本方針策定の背景となるような事項を書かせていただいております。

そして26行目、改めまして法律に基づくこの半島振興基本方針の位置づけというところを明らかにして、イントロダクションという形で序文を書いてございます。

2ポツ目、指定半島地域の振興の意義及び方向でございまして。35行目からですね。38行目、なお書きございまして、少しだけ付言させていただきますと、この基本方針は指定された半島振興対策実施地域に指定された地域を対象にしたものなんですけれども、今回、半

島振興法改正で盛り込まれた基本理念、地方創生、半島防災といったものは、指定された地域に限らず、およそ半島という地形を持つところであれば適用されるものとして法律上規定されていきますので、この基本方針に書かれたそういった趣旨につきましては、指定地域以外の半島地域でも留意するというを書かせていただいております。これは3ページから4ページにまたがって書かせていただいている部分でございます。

4ページ目でございます。(1)番、振興の意義についてでございますけれども、ここは半島が持つ役割について、国土の保全だとか自然環境の保護、保全、また文化の継承等、半島の役割について明示させていただいております。

21行目からは振興の方向ということで、基本的な方向として6つの視点、アからカまで書いてございまして、特に、これまでアイウなどございましたけれども、次ページになりますね、5ページ目の31行目、半島防災、能登半島地震を踏まえて大きな今回の背景の課題となりました部分の半島防災であるとか、さらに次のページ、6ページ目でございますけれども、12行目のカ、地方創生、こうしたところを基本的な方向としてしっかりと打ち出しているということでございます。

24行目、創意工夫を生かした主体的な取組ということで、そういったことを促しつつ、38行目から次のページになりますけれども、多様な担い手、主体ということで、行政だけでなく民間主体の意義だとか関係人口の重要性についてもここで言及させていただいております。6ページ目から7ページ目にまたがっているところであります。

そして、24行目(3)が今回法律で新たに設けられた国、都道府県の責務についても基本方針にも明記させていただいております。

そして、次ページ、ちょっと飛びますけれども、8ページ目の33行目の4ポツのところが、今回特に道府県が策定する半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的な事項ということで、(1)から(15)まで書いてあるところでございます。

順次御説明申し上げますけれども、33行目から始まっているところのところに、今回、半島振興計画の規定も法律上大きく改正されてございまして、目標だとか計画期間、また、達成状況の評価、そういった全体的な事項ということも追加されてございます。そうしたことに加えて、個別の各分野についてのものをしっかり適切に半島振興計画に変更いただくということを記載してございます。

あとは9ページ目、御覧いただければと思います。17行目の(1)から各分野始まりまして、第1番は道路、港湾等の交通施設、また通信施設等の整備についてのパートでござい

ます。やはり能登半島地震なんかでも、非常に地形的な特性もございますので、道路、港湾、そういったものの重要性というものが重点的に議論されたというところがございます。

例えば29行目のところでは、特に道路についてはというところで、ミッシングリンクの解消や4車線化、あと複線化、ダブルネットワーク化、また港湾の防災拠点化といったところを記載してございます。

また、33行目、地域の足としての地域交通の重要な視点ということでございますので、交通空白の解消のための取組が重要だということは明記してございます。

ページおめくりいただきまして、10ページ目でございます。冒頭の物資の輸送、3行目のところでございますけれども、半島はやはり少し中心部から離れてあるというところでもございますので、流通コストが高くなりがちというところもございますので、法律上も物資流通の観点も新しく明記されたということで、基本方針においてもその取組が重要であることを記載してございます。

9行目からの2点目の通信施設の整備でございます。これも能登半島でも非常に通信の確保というのは課題になったところでございますけれども、引き続き他地域との格差解消に取り組むこと。また、災害時だけでなく、平時から有用な仕組みというものを整備していくことの重要性というのを記載しているところがございます。

23行目の(2)番、第2番目からは農林水産業をはじめ、産業の振興、また観光の開発についてということを記載してございます。

次のページ参りますけれども、11行目、農業もございますけれども、特に11ページの12行目のところでは、漁業、水産業についての関係する記述がございます。水産動植物の生育環境の保全だとか、いわゆる海業と言われるものの推進であったりだとか、21行目なんかは、半島地域は豊富な森林資源ございますので、その利用保全だとか、これも森業という、そういったものの推進というところを記載してございます。

おめくりいただきまして、12ページですね。2行目の②番からは農林水産業以外のその他産業振興について、半島地域、非常に独特かつ豊富な地域資源ございますので、そういったものを高付加価値化していこうということでございまして、例えば伝統的工芸品等、記載がございます。

また、19行目③番、観光の開発に関してでございます。世界遺産、ジオパーク等、こちらも地域の観光資源多々ございますので、そうしたものを生かした観光地域づくり、また、国際間競争力の高い観光地域を形成していく。多様化するニーズというものに即した取組

を進めていくことというのを示してございます。

次ページ参ります。13ページでございます。(3)番、こちらの就労の促進でございます。やはり働く場、雇用の場というのは住むという観点からすると非常に重要なものでございますので、こちらについては昨今の技術的進展で、コロナも踏まえて、リモートワークとか、そういった遠隔でも働ける環境整備なども進んでございますので、半島への移住ニーズの高まりなんかも相まって、移住、定住、二地域居住、そういったものを促していこうというようなことをお伝えしてございます。

21行目、水資源についてでございます。能登の地震でも水資源確保が大変課題となったというところでございます。半島振興計画、法律上、実は水循環基本計画という国の計画とも調和するという規定も設けられたということも踏まえまして、半島振興計画においても水資源の開発、活用であるとか災害時の確保といったこと、井戸水、地下水、そういったものも含めて検討することを記載してございます。

33行目(5)番、生活環境の整備についてでございます。空き家の活用であったりだとか、次のページになりますけれども、7行目辺りに地域の住民の生活、産業振興の拠点の形成といったもの、そのための施策の充実に配慮していくことを記載してございます。

10行目でございます。医療の確保についてでございます。これも大変重要な観点かと思っております。この中でドクターヘリなど含めた緊急医療体制であったりだとか、またオンライン診療等の遠隔医療導入、こういったことも新たに、新しい動きがございますので、こういったことも基本方針のほうにも記載してございます。

26行目(7)番、介護サービス、障害福祉サービスでございます。高齢化進展している半島地域でございますので、ニーズに応じたサービスを適切に提供していくこと。それに当たって人材確保が重要でございますので、半島地域内の人材であるとか、場合によっては外国人材の活用というものも含めて従事者を確保すること。また、人手によらないロボットの活用なども選択肢としてあるのかなと考えて記載してございます。

37行目でございます。高齢者、そして児童福祉の増進でございます。(7)高齢者の関係でも同じでありますけれども、今回、新たに児童福祉という観点も法律にも位置づけられたということで基本方針にも記載してございます。これ14ページの後ろから15ページにまたがっている部分でございます。

15ページ、7行目でございます。教育、文化の振興についての記載でございます。教育①番、8行目からのところでございますけれども、地域振興を担う人材育成確保の重要性が

ございますので、ICTを活用したプログラムであったりだとか、地域の特性に応じた生涯学習、そういった必要性、重要性であるだとか、また、半島ならではの地域資源を活用したいわゆる半島留学と呼ばれるものについても提供していくということの必要性についても記載しているところでございます。

20行目、文化の振興でございます。これは多様な地域ごとに形づくられた景観地の保存活用といったところを位置づけてございます。

28行目、(10)番、自然環境の保全再生についてでございます。これ今回の法改正の中で新しく設けられた観点でございますので、ジオパーク等の独特な地域資源、繰り返しますけども、多々ございます。そういったものをしっかり自然環境の保全再生の観点のみならず、利用していくというところを両立させていくということ。

また、次の項目の再生可能エネルギーの推進も少し念頭に入っておりますけれども、33行目のところ、施策の実施に当たっては、自然景観を損なわないように、人と自然の共生だとか調和といったものに努めるということを明記してございます。

38行目が再エネの利用推進というところで、半島は地形的には条件不利性というのは、逆に再エネの適地としている部分もございまして、そういったものの推進について記載してございます。一方で、今ほど申し上げたような景観の観点だとか、また安全面、防災面から留意する必要があることをしっかりと記載して、これは地域の利益に還元するような観点大事だよということを記載してございます。

16行目、12番、内外地域との交流促進についてでございます。交流人口、また関係人口、そういったものを増大させていくこと、また、持続性の高い取組の必要性について記載してございます。

27行目、13番でございます。移住、定住、また二地域居住の推進というところを記載してございます。人口減少下、特に若年層の移住定住を促進していくこと。また、半島での多様な暮らし方、働き方を可能とするような二地域居住というものをしっかり進めていこうということ。また、関係人口の増加ということも重要なファクターだろうということ、半島への人の流れを生み出すということの有効性について記載してございます。

17ページを御覧いただければと思います。10行目からの(14)番、いわゆる今回位置づけられました半島防災の推進についてというところ、非常に重要な意義でございますので、結構ページ数というか、紙の幅を割いて記載しているところでございます。具体的には、本日新しく中期計画が国土強靱化のほうでも決定されたというところでございますけれど

も、その中でも半島防災強靱化というものが明記されてございます。そうした国土強靱化の関連計画との連携、整合を図っていくということの重要性について記載しているという部分でございます。

また、21行のところではハード、ソフトの両面から進めていくこと。

特に23行目、ハードとしては各種インフラ整備、しっかりやっ払いこうというところを列挙してございます。

また、ソフト対策については30行目、やはり能登半島地震を踏まえていろいろと各分野においても検討対応してございまして、道路法や港湾法というそれぞれの各モードのほうでも改正ございまして、災害時を念頭に置いた日頃からの事前の取組を体制整備といったことが規定されてございますので、そうしたことを念頭に対策するようにというところを記載してございます。

また、36行目のところで自立・分散型の地域づくりの重要性というところでございます。て、防災道の駅の活用であるとか、やはり平時からの災害を見据えた体制整備の必要性というところを明記してございます。

それでは、18ページ目、御覧いただければと思います。15番目、9行目、その他の事項ということで、例えば10行目①番、コロナを念頭に踏まえたものでございますけれども、感染症が発生した場合の規定でございますとか、15行目、市町村単位よりも小さい集落単位の配慮ということで、公的施設であるとか郵便局の活用であるといったものに加えまして、23行目辺りにございますけれども、伴走支援を実施するような人的支援制度の有効性についても記載をしてございます。

最後、5ポツ、その他、27行目以降でございます。途中ちょっと申し上げましたけれども、(1)番、今回、半島振興計画の達成状況の評価ということをするように規定されてございます。もちろん、策定主体である道府県の定期的なフォローアップが重要でございますけれども、それを我々としてもしっかり集約し、関係道府県にしっかりフィードバックしていく、そういったサイクルをしっかりと確立していこうというところを記載してございます。

36行目(2)協議会についてでございます。多様な主体、官民連携での取組、非常に重要でございます。この協議会、任意の規定ではございますけれども、ぜひ各半島地域で取り組んでいただきたい事項として基本方針を明記しているところでございます。

すいません、雑駁かつ早足な御説明になりましたけれども、ぜひ忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。説明は以上でございます。

【小田切部会長】 堀江室長どうもありがとうございました。コンパクトな説明をしていただきました。

ただいまのものが半島振興基本方針案でございまして、先ほど黒田局長からもございましたように、国レベルとしては初めてのものとなります。その意味でしっかりとした検討をさせていただきたいと思います。

それでは、名簿の順、先ほど申し上げましたように、名簿一番トップの沼尾先生から、実はその次が飛んで坂田先生になりますので、その順番でお願いいたします。それでは、沼尾委員、お願いいたします。

【沼尾委員】 室長から御説明いただきまして、ありがとうございました。今回の法改正、非常に大きなものだったということと、能登半島地震も踏まえて、これからの半島の在り方について、従来のような経済振興のみならず、持続可能な半島の在り方というところを含めて、かなり多角的に生活支援とか防災というところまで踏み込んだ非常に内容の濃いものが示され、これから進められていくんだなというところを改めて認識させていただきました。

また、今、御説明ありましたとおり、これまで都道府県が中心であったものが、国がきちんと方針を定めるということで、言わばある種財政措置を含めてしっかりと検討して対応していく、必要な支援を行っていくということと認識をしたところでございます。

全体の方向性については、必要なものが進められているというところで、全く異論はないんですけれども、幾つか気になったことを申し上げたいと思います。

まず、今、国としても地方創生を進めているということ、あるいはこういった防災への対応というところも含めて、積極的に必要な様々な開発だとか支援ということを進めていくというところについては、1つの考え方かというふうに思うんですけれども、ここの会議でもこれまでも議論があったとおり、半島の条件不利性というのは、全て克服して便利で利便性のあるものにしていかなければいけないのかというと、むしろ非常に行きにくい中山間地域の山がある、森がある。むしろペニンシュラというものの、ある種、不利であるということだけ見ると、そうなんだけれども、むしろそういった地域特性があるからこそ半島の独自性、魅力というものがあるという世界もある。

だから、行くまではすごく遠いんだけど、行ったらそこに本当に滞在をして、一定の独自の風土や暮らしや文化というものを体現できるというところに魅力を感じているというところもある方もいらっしゃるだろうと思います。

むしろ都市部の非常に機能的で便利な人工的な世界と、自然環境の中で非常に厳しいんだけれども、その中に非常に独自性があったり、豊かなものがある。そういう多様な国土構造を持っているからこそ日本というのは非常に豊かであり、様々な方が様々な魅力を感じて、様々なところに行くということなのかなというふうに思います。

今回の支援策を見ると、ある種、機能面で必要なところを利便性を確保していくところに財政措置をしていく。それを国が言わば方針を定めて積極的にやっていきますということになるんですけども、当然、産業振興ですとか生活の面で必要な支援というのをやっていかなければならない。だけれども、地元の方たちが暮らしている中で、どこまでその利便性を求めておられるのか。その半島の魅力というものを考えたときに、その風土や文化、暮らしというところの自然というものとどういうふうに折り合いをつけるのかといった観点から、ぜひ地元とのやり取りとか地元の声を聞くということがとても大切になってくるのかなというふうに思ったところがございます。それが1点目です。

そういう意味で言いますと、今回の資料2の7ページのところに、1つは圏域の考慮という話があって、個々の市町村ではなくて、ペニンシュラとしての一体的なものの中でどのように魅力というものをつくり上げていくのか。これ従前から非常に課題が指摘されているところかと思いますが、今回18ページの最後のところで協議会というところも挙げてくださっていますが、ここも丁寧に議論できる環境というのをどう整えるかということがとても大切になってくると思います。なかなか今、人材確保も厳しく、自治体の職員の方々も非常に厳しいという状況の中で、ここの仕組みづくりというものを支えるような仕掛けというのが1つ大切になるのかなと。それが1点目でございます。

それから2点目としては、15ページのところに教育及び文化の振興というところが書かれています。ここの10行目のところに地域振興を担う人材の育成確保のための教育の充実という書きぶりがあるんですけども、教育というのは、その地域の中で暮らしがあって、その豊かさというものを享受しながら、子供たちが暮らしを育んでいくというもののの中に学びがあると思うんですけども、地域振興を担う人材の育成確保というふうに絞ってしまっているのかなというところが大変気にかかりました。

また、ここではニーズに応じた多様な教科科目というところで、IT、デジタルというようなことですか学校教育というところで、必要な知識を学んでいくというタイプでの取組と、あとは、外から来た、都会から来た人たちが伝統文化に触れて、地域の地域資源を活用するというふうになっているんですけども、実はその地元の子供たちが地域の魅

力だとか価値というものに触れたり、そういうものの豊かさというものをきっちり認識していく、それが地域での教育の基本じゃないかと思うんですけども、そこがないまま、地元の子供は機能を学んで、外から来た子たちが文化を学んだよという書きぶりになっているので、ここはぜひ御再考をいただけないかというのが2点目です。

そういう意味で言うと、次の文化の振興というところも、暮らしそのものの中に豊かさというものがあるとすると、ぜひそこにもう少し踏み込んだ加筆というのができないかなというところが、感想めいたことで恐縮なんですけど、気になった点でございます。以上です。

【小田切部会長】 ありがとうございます。1点目は、この基本方針はどう読むのかという話にもなりますので、局長、課長、室長から最後にコメントをいただければというふうに思います。

それでは、坂田委員、お願いいたします。よろしければ三、四分で納めていただくとありがたいかなというふうに思います。申し訳ございません。

【坂田部会長代理】 坂田でございます。改正前の法律の中間評価の研究会を担当させていただきまして、そのときに私自身、能登半島の調査にも行かせていただいたことを思い出します。その際は、今回も書いていただいている中では、1つは海の業と書く海業ですか、こちらについて注目をし、国土交通省のほうの雑誌でも特集を組んでいただいたというふうに記憶をしております。

今日は内容については特段意見があるわけではないんですが、基本的事項8ページ以降に沿いまして幾つか申し上げたいと思います。

まず、1つ目の(1)はインフラに関する事項でありますけれども、インフラの中で特に私は現代的な通信インフラの部分が重要だというふうに思います。インフラと書いてあるんですが、実は通信インフラが整えば、現在のスマート化に必須の計算資源、それからデジタルプラットフォーム、AIといったものをつながって利用することが可能になります。この辺は従来のハードインフラとはかなり違うところで、つながる先はどこにあっても別に問題はないということで、現代的にはこの部分はかなり重要だと思います。

今回の方針の中では、遠隔教育であるとか、それからテレワークであるとか、そういったことも書いていられているんですけど、その中身としては、スマート化時代もしくはワールドエコノミックフォーラムが言うインテリジェントエージ、こういった時代の仕事を半島で行うことは別に問題ないんだということが私としては重要だと思いますし、そういったことをぜひ実現していただきたいというふうに思います。

それから（３）の就業のところなんです、複業という言葉がございまして、私これをもっと対外的に強調されてもいいのかなと思いました。人的資源が最も貴重になる半島地域において、これまでの専門分化、専門化して分化していくものの逆の複業というのがキーワードになるものと私自身は考えております。

それから（９）の教育、文化なんですけれども、地域の外の人材と多様な交流教育活動をしていくということで、地域にとって若い方々の特に定住移住に関しては、教育環境というのはものすごく重要で、非常に大きなインパクトがあるというふうに考えられます。

現在、先ほどの通信の逆なんです、もしくはその一環なんですけれども、外で行われている教育活動の中に取り入れることについてのハードルが非常に下がっているというふうに思います。私ども東京大学でもメタバース工学部で展開しておりまして、私も創設以来やっているんですけれども、昨年度の参加者数が延べ１．５万人になりまして、そういう意味では、どんな方も、どこで行われている教育もこういった形で提供されさえすれば受けることができるというような環境になってきていますので、半島の不利性に関して、先ほどの通信と教育に関して、こういった形で現代的な形で補っていくということをこの基本方針の中には込められているものと読ませていただいております。

それから、最後（１０）なんですけれども、自然環境の保全につきましては、ここは実はまだこれから伸び得るところというふうに認識しています。現在、世界的にはネイチャーポジティブが叫ばれていて、また、自然資本会計の導入についての議論が国際的に行われております。再生可能エネルギーのところで地域の利益に対する配慮とありますけれども、再生可能エネルギーだけじゃなくて、先ほどの例えば自然資本会計みたいなものが出来上がってきますと、自然資本そのものに関して地域の利益といったものが生み出される環境ができるというふうに思います。

ただ、この辺のところはまだ現在では環境が整っていませんので、これから推進しながら社会的な環境が整ってくれば、いち早くそういったものを地域に引き込めるような対策を考えられてはどうかというふうに思います。

私からは以上でございます。

【小田切部会長】 ありがとうございます。それでは、重藤委員、お願いいたします。

【重藤特別委員】 重藤でございます。このたび半島防災と地方創生という切り口でしっかりとまとめていただいたことを本当にすごく大きな意義があると思っております。感謝申し上げます。

それで、私は長くなっちゃうので、再生可能エネルギーのところに絞ってコメントをまずはさせていただくのがいいかなと思って、申し上げさせていただきます。

5 ページのところに、本当に私すばらしいなと思うのが、誰がその地域の再生可能エネルギーを利用するのかという観点の言葉が入ったということです。これまで地域の再生可能エネルギーは誰が使うのかということがなかなか明確に発信されてこなかったものです。

再生可能エネルギーにつきましては、後半のところに、16 ページのところに再エネの推進というのが書かれてあるんです。前段のところとこの書きぶりのところで言いますと、正直これまでの先ほど申し上げた地域の再エネを誰が活用して、誰がその利益を得るのかというところが明確に入ったということで言いますと、これまでそうっていなかったということです。地域経済の発展に、2 行目「再生可能エネルギーはその利用に際し、環境負荷が小さいこと、国内で調達可能であること、地域経済の発展に寄与することなど様々な長所を有しているが」とありますが、これは意識しないと寄与しません。

なので、これまで正直そこまで寄与していないということを考えると、むしろこの文言は、下のほうの「一方、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への影響」とか懸念の記述のところうまく、地域経済の発展に寄与しない可能性を意識しないと地域に貢献しない可能性があることからということに入れていただくというほうが一貫性があるかなと思っております。いずれにしても非常にこの文言というのは私はうれしく思っております。

もう一つ、再エネ関係で、すごく細かいことではございますが、11 ページになりまして、10 行目でございます。水源の保全から始まって、漁業の再生等の取組、豊かな生態系を育む場として重要であり、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場という表現を、炭素貯留という言葉にさせていただいたほうがいいのかなと思っております。吸収というと、どうしても藻場の藻が吸収することに注目がいきがちで、

それは確かなんですけど、吸収した藻が海底に蓄積し炭素固定をするということの評価のほうが多分長期的には重要になってくると思いますので、炭素貯留ですと吸収と貯留という両方が入るので。森林も、木の吸収だけではなく、材として使って町なかに長期固定をするという、そういうことも重要になってくる。脱炭素の観点でいうと、半島地域などは漁業が盛んで、漁業の脱炭素は難しいので、貯留効果のある森林だったりとか藻場があるということ、CO₂を削減するのは難しいところをカバーする可能性があるということでは

つと言及させていただきます。

もう一つだけ、すいません。政策的なことを考えると、今の傾向としては、最上位概念に多分グリーン・トランスフォーメーション、GXということが入ってくるとすると、環境負荷の低減というよりは、グリーン・トランスフォーメーションという国の方向性にも合わせて、そういう言葉を使っていかれるほうがいいんじゃないかなと思いました。以上です。

【小田切部会長】 ありがとうございます。それでは、高橋委員、お願いいたします。

【高橋特別委員】 堀江室長のほうから半島振興基本方針案の説明ございました。かなり細部まで気を使われて作られたという感じしております。本当にありがとうございます。

釈迦に説法かもしれませんが、半島は少子高齢化、人口減少が他地域よりも進んでいる。これは条件不利地域ということが原因というふうには思っておりますが、我々半島地域に住む者として人口減少をどうやって抑え込むかということになりますと、やはり地域の産業をしっかりと立て直す必要がある。どうしても定住移住を進めましても、地域の産業がしっかりしていないと、流出を超えて移住を期待するということは全くできないという状況になっております。

したがって、半島は一次産業が中心になりますから、農業、漁業どうするんだということに最終的にはなるのかもしれませんが。

もう一つは、産業の有望な資源としてはやはり再生可能エネルギー、これは見逃すことはできない。再生可能エネルギーにつきましても、これはいつもそうなんです、メンテナンス要員として一定の人数が定住するというにはなるんですが、もう一つ、地産地消という部分をしっかりと打ち出して、これは防災面でもいろいろと対応できることになりますので、そういったことは大事にしていかなければならないのではないかと。

いずれにしても、地方創生という中で生活が成り立つ、安心して暮らし続けることができるという、そういった方向で制度設計をしていただきたいというふうに思います。

半島防災、これ能登半島で随分ライフラインが寸断されまして、大きな被害となりました。これらについては、インフラの耐震化等、これを積極的に進めておく必要があるというふうに思います。こうしたことをする社会資本の整備もそうなんです、半島地域だから使えるというような、そういった予算、これをしっかりつくって対応する。新法の配慮規定がしっかりと実現できるというような考え方をもう少し強調しておいたほうがよろしいのではないかと。

細かい文書につきましては、先生がたくさんおられますので、それはお任せしたいという

ふうに思いますが、半島側の考えとしては以上のようなことになります。よろしくお願いします。

【小田切部会長】 どうもありがとうございました。それでは、玉沖委員、お願いします。

【玉沖特別委員】 玉沖です。お願いいたします。

今回の半島振興基本方針については何の異論もなく、とても存在感が増したと思ううれしく思います。半島防災とか半島留学という言葉も非常に溶け込んでいて、今後支援も強化されていくんだろうなという期待を感じました。

1点、この基本方針の内容ではなくて、今後の支援になる部分のお話ですが、協議会が設置できるという点について、今後設置された後、当然応援体制も強化されていくんだろうなと思います。ぜひ、ここを単年度限りではなくて、複数年度で、長い目で応援される支援体制であってほしいと願います。

私も地域の現場に立つことが多いですが、デジタル化の進歩の一方で、こちらにも記載されておりました人手不足が非常に深刻です。そのことによっていろんな取り組みを推進する上でとても時間がかかるようになったと感じております。いろいろな機能がまず失われています。それによって時間がかかる。

離島や半島では、船が減便になり移動が一層不便になったりとか、人口が減っているので、1人の方が地域の役割を幾つも兼任している。みんなで集まって会議をしようよと言っても、なかなか会議日程が決められない、ということが年々増えております。そういったことによって、サボっているわけじゃないんだけど、時間がかかるということを非常に感じております。

このような背景から、活動期間を長く設定できるような配慮がぜひあった上で推進されていってほしいということを願います。以上です。

【小田切部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、次はオンラインです。中嶋委員いかがでしょうか。

【中嶋特別委員】 中嶋でございます。本日は会場に伺うことができなくなってしまいましたことをまずおわびいたします。

それで、今回の基本方針の策定に関しては、ますます半島の振興の上で大変大きな役割を果たすというふうに考えております。2点、少しコメントさせていただければと思います。

基本、本日お配りいただいたものの17ページのところの(14)の半島防災のための施策に関する基本的な事項でございます。実は私、国土強靱化推進会議にも参加させていただ

いておりまして、一連の議論、今かなりの議論を積み重ねております。ついせんだって実施中期計画、それから年次計画2025の取りまとめをして、本日閣議決定をされているんじゃないかと思うんですけども、その中で様々な施策が打ち出されているわけなんですけど、このところの議論では当然のことながら、能登半島の地震、それから豪雨災害、これを非常に大きな教訓として、相当な事項の追加があったというふうに理解しております。

そういう意味で、こちらに書いておりますように、国土強靱化基本計画を踏まえて対策を進める必要があるというのは、もちろんこの方向で進めていただければと思うところです。

今回の実施中期計画の中で5つの大きな柱があって、防災インフラの整備・管理、ライフラインの強靱化、デジタル等新技術の活用、官民連携強化、地域防災力の強化というのがございましたが、これを強靱化推進計画の中で進めるようないろいろな事業によって大きく、半島のインフラの整備のみならず、産業、生活の基盤が改善され、振興に結びつくのではないかなと期待しているところでございます。

ただ、例えば最後の地域防災力の強化というあたりを考えたときに、非常に議論になったんですが、復旧の前の発災直後の対応において、特に能登半島では大きな課題があったということで、その強化をいかにするかということが議論されました。

この問題は、人口が減少している社会、それから地域行政もかなり苦しい状況にある中で、インフラの整備等が進んでいなかったり、それから地域コミュニティがかなり弱くなっているというあたりが非常に大きな課題だというふうに思っています。これをサポートするには、一自治体ではなくて、複数の自治体の間の連携、それは県域を越えての連携も含めてなんですが、それを図らなければいけないということも相当議論されてきました。

そういう観点で、今回、半島振興において国や県がきちんと責任を持って対応していくということは、この面での進展に大きく資するものではないかなというふうに思っております。

それから、もう一つのコメントは、自然環境の保全及び再生に関する基本というところなんですが、15ページですね。ここは坂田先生も先ほど御指摘いただいたところで、ここも非常に重要ではないかなと思っております。1年前の議論のときもこれ触れたような気もするんですが、いわゆる生態系サービスをどのように位置づけて、この半島地域の中で振興に結びつけたり、それから国及び国際的に議論されている生物多様性の保全というものに取り組んでいくかというのは非常に大きなことではないかなと思っております。

そういう概念をこちらの中にもう少しきちんととらえていただいて、振興の方策の中に

取り入れ、含めていただければと思います。国際的には、例えば30 by 30のような大きな目標もあるし、国もそれは意識しているところなんです、そういったものを実現していく場として半島というのは最も適している場所ではないかなというふうに思います。

ただ、一方で、それを進めることによって懸念されるのは、鳥獣被害がもしかするとさらに激化してしまうのではないかとことです。これは生活、それから産業、農業、林業ですけれども、その部分に被害が起きるようなことがあると、目指しているところと違うところにいってしまうような気がいたしますので、ここら辺もかなり広い視野を持った御対応いただければと思うところです。

以上、私のコメントさせていただきます。どうもありがとうございました。

【小田切部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、こちらに移りまして、中山委員、お願いいたします。

【中山特別委員】 今回計画を拝見して、指針が出て、その指針の守備範囲がすごくきめ細やかになって、人々の暮らしにすごく沿った形になっているんですが、これ質問になるんですが、この答申を受けて県が、努力義務ですけど、計画を再度立案するという、今、時系列的な関係ではあるんですよね。そこを踏まえて、じゃ実際これを具体的に地域に反映させていくときに、今回新しく今日議論が出ていますが、協議会制度というのが提案されて、これがどう実装できるかなというのが、この計画を実際に具体化していく上ですごくポイントだなと思って拝見しておりました。そのときの協議会の立て方というのは、かなり地域の自由度が高いものなのか、ある程度ひな形をこれから示していくのか、そこら辺はどうなるんだろうな。

例えば、基本事項において、みんなでちゃんと全部が入って、市町村が入ってつくるような協議会があったほうがいだろうなというものもあるし、どちらかといえば民間主導のテーマに即したプロジェクトを運営するための協議会みたいなものがあったでもいいんだろうな。どのようなタイプのものの協議会がこの半島振興計画を進める上での協議会として認知されるのか、制度化されるのか、その辺はどうなんだろうなとか、例えば、国から直接出る交付金は協議会が受皿となって受け得るものなんだろう。そうなったときの事務局体制はどこまで規定していくんだろうとか、実は指針が出た中でこれを具体化する上で、とてもいい仕組みだけど、まだまだこれをどう埋めようかという部分はあるなと思いがら聞きました。

と申し上げるのは、実は今ちょっと知り合いで伊豆のほうの自治体で活動されている市

議さんがいるんですけど、サステナブル伊豆半島という構想をどうやって広げようかというような話を飲みながらしていて、その方は有機農業をされている方なんですけど、有機農業をやっていくことというのがその地域の生態系を保全する上でとても重要で、これって実はうちの市だけじゃなくて半島全体に広げたいんだけど、じゃ、どうやって広げようかなんていうときに、今、仕組みがないんですけど、この協議会というものの仕組みに載せていくと、ほかの市町で同じ志を持つ方を集めて動かすようなプラットフォームがつくれるかなんて思いながら聞いていて、かつ、情報インフラを進めなきゃいけないという中で、今、人が少ない中で鳥獣害被害の箱穴のチェックって、実は携帯電話の通信でやるのが一番よくて、ドコモが通じるの、ソフトバンクが通じるの、auが通じるのって結構地域によってばらばらで、そんなことをチェックしながら組み立てたりなんかしていて、そういう意味で、協議会ができると、いろんな細かなところの進め方が、実装する意味での具体的な主体をつくるのにとてもいい仕組みだなと思って聞いておりました。

なので、できればモデル的にこれをつくっていくような支援施策を、当初、この10年の前半ぐらいに組み立てていただけると、面白い結果が、それを横へ普及させていく、そんな走り方ができるのかなと思って聞いておりました。

すいません。以上でございます。

【小田切部会長】 ありがとうございます。新法で新たに設置されました協議会については複数の委員からの御意見が出ておりますので、最後にその協議会イメージについて国交省サイドから御議論いただければと思います。ありがとうございます。

それでは、永澤委員、お願いいたします。

【永澤特別委員】 永澤でございます。まず、ほかの委員と同様に、今回の基本方針につきましては、本当に内容的には漏れなく記載されていて、非常に完成度が高いなというのが第一印象でございます。

一方で、私のほうからどちらかというと現場として、では、これがどういう形で結果成果につながるかという視点でちょっと発言させていただければと思います。

例えば、住む、いわゆる住民を増やすという方針で行くのと、いわゆる観光または交流人口、関係人口を増やすということを現場で実行する場合には、手法としては全然違ってくるわけですね。

例えば、住民を増やすのであれば、いわゆるインフラ整備であるとか住宅の整備であるとか、ハード面が非常に重要視される反面、一方では、関係人口、交流人口であれば、ハード

よりもむしろどういう手法やソフトで魅力を発信しながら関係人口や交流人口または観光を増やしていくかという手法が出てくる。同様に、例えば経済的な活性化を目指していく場合と文化的な愛着を高めていこうという手法でやっぱり異なってくる。

そういったものを各地域のところでどういうふうに取り捨選択をしながらそれを実行に移すかというところを、誰がナビゲートするかって結構大事だなというふうに思っております。

例えば、15年ぐらい前だと思いますが、同じく国土審議会の政策部会というところで私も委員させていただいた中で、道州制の議論があったときに、例えばこんな議論があったんです。ある地域は教育特区で、いわゆる教育無償化を進めることでインセンティブを高めようと。ある地域は農業特区でインセンティブを高めていこうと。ある地域はいわゆる極端に言えば法人税をゼロにして、いわゆる企業誘致をしながらいわゆる経済振興の特徴をつくらうと。それをマスタープラン的に描きながら、それぞれの地域の特性を俯瞰した形で国が提示することで、ある程度この地域のよさ、ないしはメリット・デメリットみたいなことを提示する中で、それを具体的に実施するのはそれぞれの地域で実行してください。いわゆるこういうアウトプランがあるかないかによって、それぞれの都道府県や自治体で考えると、ほかとの比較や我が町のインセンティブや特徴がどこにあって、それをやるのがその地域にとって成果結果につながりやすいかというところを考えさせるところまでやると、ちょっと無理があるかなというところも率直に思うんです。

つまり、ある程度、半島振興の中で、全体のマスタープランの中で、ある程度めり張りをつけた形を提示をしていかない限り、なかなか実行に向かないんじゃないかなというところはちょっと懸念するところでございます。

例えば、1つ半島振興で申し上げると、館山のほうの地域でかなり衰退する商店街を活性化するために、修学旅行や、それから臨海学校向けに子供たちの修学旅行で体験観光プログラムを提供することによって、いわゆる子供たちの観光を増やそうということで、地元のNPO団体と連携しながらプログラムをつくって、それまで館山の市内に修学旅行で来ていた学校は2校しかなかったのが、2年後には40校を超える学校がいわゆる体験観光プログラムを受けに行きました。

例えば万単位の人が一時的にとはいえども観光で来ると、それによって食のブランドをつくろう、土産物を作ろう、ないしは体験観光のプログラムをどう充足させると、ほかとの差別化ができるか。つまり、結果や成果が出てくると、そこに向かっていろんな動きが地域

の中で連携しながら出てくるというところがあって、常に地域の活性化、協力、横軸といわれる競争という縦軸があって初めていい効果が上がると思っています。

そういう意味では、どうやって競争を促しながら、それが結果を導くためにどう地域の中ないしは地域外との連携協力を促すかというようなことがすごく大事で、つまり、今回の基本方針は非常に完成度が高いんですが、これが各地域の中で動きとしてどうやって結果が導き出せるかというところまでどうブレークダウンするかというところが一番重要なポイントになってくるんじゃないかなと感じたところでございます。

以上でございます。

【小田切部会長】 ありがとうございます。それでは、野口委員、お願いいたします。

【野口特別委員】 野口です。この方針全体はきめ細やかで、こういうことをお考えになる人は大変だなと思いながら読ませていただいたんですが、私はふだんから地域の方々と車座になっていろいろ考える、そんなことばかり仕事をしていますので、これだけいい方針とか考え方が、果たして地元でだーっとたどり着いたときに、もし私が横にいる者でしたら、どう伝えて、どうやって実行していこうかって、物すごく大変だなと思うんですね。

これはすばらしいんですけども、じゃ、その中でどうしていこうかと思いながら読ませていただいたんですが、申し上げたいこと2つありまして、1つは観光の分野なんですけど、観光については農泊とか、いろいろ地元で密着したというようなことも随分書いてあるんですが、伝統的な地域野菜を育み育てる会なんていうのをやっている半島のある町がありまして、そこで伝統的な、みんなが忘れていたような野菜を育てている農家さんが何軒かあって、そこで作ったお野菜をまた売っているちっちゃなお店があって、それをまた使っているちっちゃなホテルがあったりして、実はそういう野菜だけなんですけど、野菜が農家さんとか畑とかちっちゃなお店とか、ちょっとそれを使っているホテルとかが大きな観光資源になっている。心をつかむものになっているんです。

だから、今や観光資源といっても、そういう畑とか農産物ずばりそのものが観光資源になって、そこに野菜を買いに来る、県外から野菜をわざわざ買いに来る。送ってもらえばいいんじゃないと思うんですけど、県外から野菜を買いに来るような、そんなことが実際に起きていると、観光というのをもっともっと深く、また広く考えていかなきゃいけないなと思ったところです。

そういう視点で見ると、こういう自然環境が豊富な田舎といっても、今その景観がめちゃくちゃ壊れていまして、自然の景観があるよじゃないんですよ。田んぼ全部覆われていま

す、鹿が来るから。きれいな田んぼの景観なくなっちゃっていますよね。あした咲くなと思ったお花は夜のうちに鹿がみんな食べちゃって、日本の美しい景観をみんな鹿が食べちゃっている現状なんです。そこを、観光の意味でも害獣については考えなきゃいけないなと思ったところです。

2つ目は、この立派ないろんな方針を私は伝え、実行していく側として一番気になるのは交流のお作法なんですね。価値観というか。どうしてもせっかく移住した方がいらっしゃるのに、その人たちは地域と交ざって何かやっていきたいと思っても、その自治会長さんが大昔の価値観でいらしゃると、うまくいかない、ちぐはぐすることがあるんです。

この間、現実聞いたのは、「都会からやってきた理屈っぽい女がいろいろ言いやがって」というのが現場であるわけです。そうすると、その自治会長さんがいる限り、うまい交流できないんです。そういう自治会長さんに限って、ずっとやりたがるんですね。そういうのが現実で。または、自治会長になったのを何とか1年じっとして、何もやらないでやり過ごそうと思っている人は何も新しいことやりません。どんなにいいことが伝わってきても絶対にプリントを見ないし、周りにも広めない。

そういうのがあって、交流する中での人と人の価値の育て方、平均化していく、これは物すごく難しいです。そこら辺を、つつい半島振興とか振興というと経済のほうに流れるんですけども、その振興の根っここの人間の価値観をもっと新しく、みんなで整えていく、作業の寄り添って応援していく係というのをつくらないと、移住した人も移住を迎える側も両方が不幸になっちゃう。ぜひその辺のことを、どう表現していいかわかりませんが、そんなような人との価値観を整えていくことにも尽力していくような文言があるといいなと思います。

そうしないと、若い女の子、女性たちは半島から一日も早く逃げ出したい、出ていっちゃいますね。現実にもそうです。こういうおじさんたちが仕切っているんだったら一刻も早く出たいと思うのが現実なので、そこら辺を何かうまく入れていただければありがたいなと思いました。以上です。

【小田切部会長】 ありがとうございました。

それでは、宮崎委員の代理として、古根川局長、お願いいたします。

【宮崎特別委員代理（古根川）】 岸本前知事が逝去ということで、本来なら当部会の特別委員の職を辞任することになっていたにもかかわらず、先日の新知事就任に伴いまして、半島振興指定地域の道府県を代表しまして当部会に改めて参加させていただいたというこ

とに感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

今も委員の先生方からの御意見も聞きながら、私も実はまだ4月からということで、不勉強のところもございますが、やはり基本方針については、きめ細やかな内容になっているということで、これまで議論されてきたことが実になって、10年間の延長と法の目的に半島防災、地域創生という言葉も明記していただいたということで、中身が本当に強化されたということを改めて感じたところでございます。

基本方針の道府県の責務を書いている中で、道府県の我々とすれば、半島振興計画の作成は、一応義務ではないということにはなったけれども、これを今年度、和歌山県としても紀伊地域の半島振興計画ということで取り組んでいく必要がございます。今のこの基本方針に即してということで書いていただいていますので、そういったことを盛り込みながら半島振興計画もつくっていくかないといけないなということを改めて肝に銘じて、奈良県と三重県とも緊密に連携しながら策定に向けて取り組んでまいりたいなと思っている次第でございます。

また、基本方針の中に半島振興計画に対しての評価とかフォローアップということを書いておられたんですけれども、先ほども委員の先生方からもお話があったように、各地域でその評価のどこがゴールかという、地域によっても違うのかなという気はしていて、どれが正解かというのが言いづらいなと思いました。人口減少で人口増えたからとか、地域の経済活性化というあたりは、そういったものも1つのゴールかなと思うんですけれども、本当に地域の人たちがこれが幸せだと思えるようなことが、皆さんがそれぞれ価値観が違う中で、なかなかその評価というのが難しいのかなというふうに感じました。以上です。

【小田切部会長】 ありがとうございました。それでは、山下委員。

【山下特別委員】 山下です。私は水産業を専門にしていますので、その観点から意見を申し上げたいと思います。

大きく2つございますけれども、まず、振興の基本的な方向として、一番初めに自立的な発展をするのがまず基本であるとお書きになっていて、私は最初にこれが出てくることはとてもいいことだと思っています。

これは水産業だけではないかもしれませんが、まずは産業の自立あるいは地域の自立があって、それをより促進するため、あるいはそれだけでどうしようもないときに、国なり、都道府県なり、自治体なりがそこを助けるというのが基本であろうと思います。

水産業にこれを持っていきますと、今度は基本的事項の11ページに海業について触れていただいております。坂田委員も海業の話をおっしゃっていましたが、これは水産の政策の中では、2022年、3年前に基本的な方向として名前が出てきた。古くは85年にあったんです。これ三浦半島でした。

しかし、それから長く忘れられていたんですが、いきなり3年前に出てきて、海業って何かというと、とにかく水産業に関わる、あるいは海に関わることは何でも取り込もうというような積極的なもので、例えば、水産加工もしよう、販売もしよう、お客さんが来てくれるような観光地であれば、観光も漁業に取り込もうと。来てくれないところだったら、自分たちで出ていくこともやろうというような方針なんです。恐らくその中には環境保全も含まれているんだと思います。

こういうことで交流人口とか関係人口とかが増えるので、ぜひ、半島振興の中でも、半島の海業とはどういうものになるべきか、あるいはどういうものが一番ゴールに近いのかというようなことをお考えいただきたいと思っています。

もう一つ、指定地域以外の半島にも目配りして評価することになりますよというような新しい方針というのをいただきまして、これも私はとても大事なことだと思っています。というのは、半島には国境を形成しているところがあって、特にその外に島とかがない場合には、排他的経済水域を形成するような役割ですね。それが半島の一番先にはあるわけです。

そういうことで言うと、今、漁業で食べていけなかったら海業でと言ったんですけれども、やっぱり漁船漁業というのが必要なんです。なぜかということ、沿岸漁業で半島周りをぐるぐると魚を求めて船がうろうろしていたら、そこに誰かが進入しようというものを未然に防げたり、沖合漁業でもうちよつと先まで行くと、日本海側にはとてもいい漁場があるんですけれども、そこはほかの国の人も狙っているんですけれども、日本の200海里の中ならば、狙われないようにするにはまず日本の漁船がそこで魚をとらなければならない。

そういうような意味でも、漁船漁業があるということ自体が、大きく言うと多面的機能ですし、小さく言うと、公益的機能を担っているだろうと思います。

これは基本的事項に入れていただくような性質のものではないと思うんですが、心の片隅でそういうことも踏まえていただきたいです。もう一つ、漁船があることのいいのは、今、漁業のスマート化といいまして、漁船の底にいろんな計器をつけているんです。

そうすると、ここに魚がいるよというのももちろん分かるんですけれども、それ以外に海洋環境のモニタリングでいろんなことが分かるみたいなんです。漁業者はつけさせてあ

げるけれども、それ以外あまり関与しないんです。それでも自然に大規模な海洋環境保全につながるような基礎データが収集できるので、そういう意味でも漁業の振興と漁業が維持できることというのはとても大事だというふうに思っております。以上です。

【小田切部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、最後に私ですが、私4点申し上げようと思いましたが、圏域のこと、協議会のこと、ほかの委員が既におっしゃっておりますので、2点に絞ってということになります。

1つ、今回の改正法の中で、15条第6項で生産機能及び生活環境の整備が特に低位である集落への配慮、これを入れていただいたことは大変重要だろうというふうに思います。しばしばむら・むら格差という言葉を使っておりますが、半島内格差、これは明らかに拡大しております。そういった意味では、この18ページの中には市町村に寄り添った伴走支援が重要だということを書いてありますが、もうちょっと強く言えば、県や国からのプッシュ型の人材支援ということになるんだろうと思います。

もちろん、そこまでなかなか書き込めないというふうに思いますが、そういった方向性が必要なんだということは、どこかで解説などで語っていただきたいなというふうに思っております。

それから2点目は、その点とも関わるんですが、恐らく今回の半島振興法の隠れたキーワードは人材だろうと思っております。人材で特定の項目出しがなされてはいないんですが、今回の基本方針で人材という言葉が23回も登場しております。そういう意味では、かなり人材について強調された基本方針かなというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、単独の項目は法律の中でも形成されておりましたが、特に人材を意識した改正であり、基本方針であるということ、これもまた解説などで論じていただきたいなというふうに思っております。

私からは以上なんですが、それでは、先ほど申し上げましたように、2つの点に国交省から御説明いただきたいと思います。1つは、沼尾委員から出ました、この全体のトーンですね。言わば開発主義的ではないかという、これ多分読み方次第ということですので、この点についてが1点。

それからもう一つは、複数の委員から出ました協議会について具体的なイメージ、一言で言えば動ける協議会になってほしいという、そういう思いをどのように国交省としては実現しようとしているのか、この2点についての御説明お願いいたします。

【藤田審議官】 御指摘の2点に加えて、追加でもちょっと御回答させていただこうと思

いますけれども、まず、最初の開発主義みたいな感じになっているんじゃないかという、ちょっと言い方違うかもしれませんが、沼尾委員からの御指摘でございますけれども、資料1の2ページ目をちょっと御覧いただきますと、実は今回の法律で基本理念というのが1条の2ということで定まっています。

これが実は3本柱になっていまして、1つ目の柱が、いわゆる地方創生という形で書いていますけれども、基本的にはハンディキャップみたいなものを一生懸命解消していこうというような話で、3つ目の3号というのが半島防災とか要するに防災関係の話なんですけれども、実は合わせて2号というのがありまして、それは半島地域をただ単に半島地域じゃないような形にしていくというよりは、そこの持っている魅力というものについて、いかにそれを維持しながら発展させていくのかという観点が入っていますので、この法律自体は、いわゆるハンディの低減という、弱みを解消するとともに、もともと持っている強みを生かしていくという概念が入っているということでございます。

それに合わせまして、基本方針で言わせていただきますと、基本方針の4ページを御覧いただきますと、まず(1)のところで、半島地域の持っている役割として、国土を保全する役割から始まり、再生可能エネルギーだとか文化とかって書いていますけれども、こういうような半島地域が役割を持っているという認識を観念した上で、その次の(ア)ですけれども、自立的な発展の中でも、2パラ目でしょうか、「また」から以降の「自然環境を保全し、多様な文化を継承を通じて」云々というような部分であるとか、次の(イ)のところの地域住民の生活の向上のところの3パラ目の「また」から始まる再生可能エネルギーのような部分というところを、基本理念を踏まえて記載した上で、後ろのほうの個別のものに入っているということでございますので、一応半島をほかの地域と同じようにしていくという開発系の話のみではなくて、その地域のよさを生かしていくという観点が入っているということは御承知おきいただければと思います。

あと、教育の部分でございますけれども、教育についても、これ条文をお見せしていないので大変恐縮なんですけれども、実は今回、教育の関係は条文が新規で、全く今までなかったものについて条文が追加になってございます。

ちょっと条文を簡単に御紹介すると、2項に分かれていまして、1項目がそこに住んでおられる方々に対する教育ということでございまして、そこの中では学校教育、社会教育、また、生涯学習みたいなものについての充実を図っていくというようなことが規定されております。

条文ありますか。

【谷山地域振興課長】 参考資料４の１４ページ目になります。こちらに条文がつけてありまして、第１４条の２、教育の充実というところ、参考資料４の１４ページ目です。

【藤田審議官】 失礼しました。１４条の２を御覧いただきますと、１項目が、半島地域に住む方を対象として、その特殊需要に鑑みて、学校教育、社会教育、生涯学習の充実を図っていくという規定になっていまして、２項目が、が半島地域外に住む人についても半島の魅力を感じてもらふ等々の観点も含めて、教育を受けられるような適正な配慮というような規定になってございます。

御指摘のように、基本方針のところで、今の話でいきますと、基本方針のページでいくと１５ページになりますけれども、１５ページの①の教育の振興のところの２パラ目が１項に該当している部分を受けておりまして、「また」以降が２項に関係する部分を受けているんですけども、恐らく１パラ目の地域振興を担う人材の育成、確保のための教育というところの文言が、多分、これ実は法律にこんなこと書いていないのにちょっと書きちゃった部分がありますので、ここはこれだけの観点ではないということは御承知おきいただいて、文章としてもどうするかというのは検討させていただきたいと思います。

２つ目が協議会の話でございます。せっかく条文がありましたので、条文で見ていただきますと、協議会の条文が……。

【谷山地域振興課長】 １６ページの第１５条の７になります。

【藤田審議官】 協議会についていろいろ御意見いただきました。実は、この協議会の規定というのはこれぐらいしか法律上の規定がございません。正直申し上げて、法律上でいろんなことの特例措置なり、かなりの配慮をするということになると、この協議会の組成員として誰が入れなくちゃいけないとか、協議会はどういうことをしなくちゃいけないとかということを法律でがちがちに書かないと、そういうものが今の現行のこの国の法制度では出てこないということでございます。

このまず協議会の規定、これは議員立法ですので、私が感じている議員の先生方がつくられた意義は、今まで半島振興というのは行政、特に都道府県が中心になって半島振興計画をつくってやればいいというような計画だったところが、多様な主体が参加するようなもので意見を聞いて、半島振興というのは進めていくべきなんだということで、この協議会の規定が入ったんだというふうに考えてございます。

そういった意味からすると、実際に半島振興に向けていろんな方が協議をされていると

ころもあるかもしれませんが、これからこの協議会というのをどうやって地域地域で育成していくのかというのが非常に重要なことになってきて、我々としてはいろいろモデル事業とか持っていたりしますので、そういうような取組について例えば優先的に支援をさせていただくとか、そういった形で新しくできた協議会というものを成長させていくというのが取りあえずの取組かなというふうに思っているところでございます。

あと、永澤先生がおっしゃっていた地域の肝になる部分みたいなものを何とかというお話がございましたけれども、正直申し上げて、半島振興法でございますので、まずは半島地域全般に対して、医療であれ、教育であれ何であれということ全般について配慮しないといけないという法律になっていますので、まずはそういうようなことで若干網羅的なものになっているのは、そういうものだというふうに御理解いただきたいと思います。

その中でも、半島地域においてどういうことを芽出しをしていくのかというのは、まさに今申し上げた協議会とかも含めて御議論いただいて、ターゲットを絞っていくということだと思いますし、実は、おっしゃっている趣旨は、半島地域に限らず、この国の地方のいろんなところで共通している課題だというふうに思っておりまして、実はこの委員会とは別に、推進部会の下に地域生活圏の専門委員会というのが今、別途議論をしまして、それは地域地域で自分たちの強みをどう捉えて、どうやってそれを生かして地域の地方創生につなげていくのかということを別途議論もしておりますので、それも併せた形で、この半年後だけではなくて、そういうものも踏まえて進めていくべきかなと。それは国政局で我々のところでやっておりますので、合わせ技で対応していきたいというふうに考えているところです。

私からは以上でございますけど、何かもし追加であれば。

【谷山地域振興課長】 インフラ整備に関するご意見がございました。先ほど中嶋委員からは強靱化の議論が行われているということでしたし、高橋委員からは地元として非常にインフラ整備が重要ということでした。近く、国土強靱化実施中期計画が決定される予定ですが、その中では、道路とか上下水道とか港湾といった分野別の対策のほか、別の観点で、横串的といいますか、地域的な特性を踏まえた対応というのも書かれております。首都直下地震だとか南トラについて書かれていますが、加えて「半島防災・強靱化」ということで半島地域の脆弱性への対応が明記されております。それは意味があることだと思っております。

すなわち、そういう地域として特性を持ったところにもしっかりと光を当てるということ

が明記されたことにより、5年間で20兆円強という規模でやっていく中に半島もしっかり意識されたということかと思っています。

具体的にどうするかということについては、地域でどういうプロジェクトを位置づけるかが大事だと思っています。その点については17ページに記載しておりますが、国土強靱化基本計画と連動する形で、これから道府県中心に作っていく半島振興計画の中でも、どういうところを強化していくのかというのを具体的を書いてもらい、そこにしっかり予算を充てていく。そういう形となるように強靱化部局と連動しながら進めていきたいと思っています。

これから道府県で半島振興計画をどう作っていくのかということについて、和歌山県の古根川委員からご発言がありました。法律が大幅に変わりましたので、従来どおりの焼き直しというわけにいかないと思っています。そういう意味では、我々もこの基本方針を出して終わりというわけじゃなくて、これからまさに一緒に考えさせてもらって、計画がよりよいものになって、それがより地域を生かせるものになるように、しっかりキャッチボールしながらやっていきたいと思います。また、そのいい例があれば、それを横展開する。そういう進め方をさせていただきたいと思っています。

【黒田国土政策局長】 最後に一言。小田切先生から御指摘ありましたプッシュ型の話は、実は法律に書きまして、16ページの15条の6というところに、生産機能及び生活環境の整備が特に必要な地域への配慮というところの最後のところで、国、都道府県は、当該半島地域市町村からの相談に応じて、必要な情報の提供助言を行う者の派遣その他の援助を行わなければ、努めなきゃならないという、プッシュ型でとにかく人を送るんだと。

それは何かというと、基本方針の18ページの23行目のところに、今、内閣官房で地方創生伴走支援制度というのをつくられて、この制度の運用が始まっていますし、また、実は私どもの条件不利地域に農水省と一緒にあって地方応援隊をやっている、こうした制度を活用して、どんどん国からお訪ねに上がって、いろんなアドバイスをさせていただくというようなことを今回法律で初めて書かせていただきましたので、そういう意味では、しっかり私どもも下から上がってくるのを待つだけでなく、お声を聞きながらお手伝いさせていただきたいと。

かなり基本方針自体は網羅的なので、どこから食べていったらいいのかって分からないというお話もありましたけども、地域特性それぞれだと思いますので、それに応じて御活用いただけるような知恵を私どもも出していきたいなと思っています。

【小田切部会長】 ありがとうございます。局長、審議官、課長からそれぞれお話をいただきました。今の御説明についていかがでしょうか。特に沼尾委員、あるいは協議会について御意見いただいた方、あればと思いますが、いかがですか。よろしいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

具体的な修文が沼尾委員から教育について、それから重藤委員からは再エネについて、炭素貯留について、そして中嶋委員からは生態系サービスについて、それぞれ修文のお話がありました。よろしければ、その修文につきましては、その修文の可否も含めて私に御一任いただくことはできますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小田切部会長】 それでは、責任を持ってそのようにさせていただきます。その上で、そのようにして決めました、決めました半島振興基本方針について、主務大臣がその方針を定めることに異議ないこと、国土審議会長宛てに報告したいというふうに思います。これも含めて、よろしいでしょうか。はい。そのようにさせていただきました。

それでは、国土審議会長宛てに報告をさせていただきました。この後、6月19日に国土審議会、本審ですが、開催されるというふうに聞いております。

それでは、第2の議題でございます。その他でございますが、事務局から何かございますか。

【谷山地域振興課長】 特に事務局からはございません。

【小田切部会長】 それでは、委員の皆様方から、このような場ですので、最後にどうしてもという方がいらっしゃいましたら。

【高橋特別委員】 ちょっといいですか。一言だけ。

【小田切部会長】 どうぞお願いいたします。

【高橋特別委員】 国土強靱化、半島防災の関係なんですが、どうしても半島地域は国道1本、あるいは道路が1本しかないというようなところがたくさんございます。何か起きたときには孤立するという懸念がございます。我々それを回避するために整備をお願いしているんですが、どうしてもB/Cという大きな壁があります。他地域に追いつくためには、これB/Cという考えは半島地域にはなじまないかと常々思っています。この辺を何とか解決をしていただくようなことでお願いしたいなというふうに思います。以上です。

【小田切部会長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。お願いいたします。

【坂田部会長代理】 今回、基本方針が策定されて、国の役割がコミットメントが明確になったということは非常に大きいと思います。

私、今、地域づくり表彰も参加させていただいているんですが、一方で、地域づくり表彰、毎年拝見をしていると、地域の皆様が、自分たちが過ごしたい、自分たちがここで自分の人生を輝かせたい、そういう思いでつくられている地域が表彰の対象になっていて、それに対して魅力を感じた外部の方々がそこにどんどん入ってきている。そういった方々をインクルーシブに受け入れておられるところが成功しているというふうに私は感じています。

そういったことを考えると、先ほどのプッシュ型の話がございましたけれど、半島に対してプッシュをすることはこういった形で強化する必要あるんですが、ただ、地域で今のような独自の唯一無二の魅力を生み出していくということを応援するというスタンスというんですかね、そういったことが非常に重要だと思っております。

地域づくり表彰の過去、この間ちょうど歴史的な周年記念だったので、過去のものを見直させていただいたんですけれど、初期の頃は国のまさにプッシュ型、国の方針に沿ったもので地域づくりをしたようなところが多くあって、ところが、現代は、現在あるのは、先ほど申し上げたように、地域の方々が何をしたいか。自分たちの唯一無二の何を作りたいかが起点になっているというんですか、そういうふうに大きく変わっているように私としては感じます。

したがって、プッシュ型と、それから地域の方々の発意と、それから皆様の独自のエネルギーというか、どう生かすかの組合せが重要かと考えております。一言追加させていただきました。

【小田切部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、各委員からの発言は以上とさせていただきます、本日の議題は全て終了したとさせていただきます。各委員におかれましては、熱心な御議論を誠にありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

【谷山地域振興課長】 小田切部会長、ありがとうございました。

それでは、今後の予定について御説明を申し上げます。次回の部会につきましては、現時点では未定でございますけれども、また部会長と相談いたしまして、御連絡をさせていただきますと存じます。

また、本日の議事の概要につきましては、速やかにこれを公表したいと思います。議事録につきましては皆様に確認していただいた上で公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。本日は貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

— 了 —